

ふじのくに地球環境史ミュージアム電気需給契約書（案）

ふじのくに地球環境史ミュージアム（以下「甲」という。）と
下「乙」という。）との間に次のとおり電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、ふじのくに地球環境史ミュージアムで使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、
入札保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和7年4月1日(供給開始日)午前0時から令和8年3月31日午後12時とする。
入札保証金及び契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲がふじのくに地球環境史ミュージアムで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力株式会社と締結する託送供給約款に定める、負荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金計算方法）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝落札者の入札書別紙の『1 料金計算方法』を記載する←落札後入札書別紙より転記

（各料金ごとの計算方法）

第8条 各料金ごとの計算方法は次により算定する。

落札者の入札書別紙の『2 各料金ごとの計算方法』を記載する←落札後転記

（各料金単価）

第9条 各料金単価は、次のとおりとする。

落札者の入札書別紙の『3 各料金単価』を記載する←落札後転記

（各料金区分）

第10条 各料金区分は、次のとおりとする。

落札者の入札書別紙の『4 各料金区分』を記載する←落札後転記

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 燃料費調整は、乙の電気需給約款に基づいて適用する燃料費調整額とする。

ただし、第9条の燃料費調整単価は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する電気最終保障供給約款における燃料費調整単価に市場価格調整単価を加減した単価を超えないものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。

(4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者（料金の精算）

第19条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第21条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 静岡県静岡市駿河区大谷 5762
ふじのくに地球環境史ミュージアム
副館長

（乙）